

証券投資信託約款変更のお知らせ

追加型証券投資信託「One 日本株ダブル・ペアファンド2」(以下「当ファンド」といいます。)につきまして、投資信託約款を変更(約款変更)することについて、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 約款変更の内容

①「運用の基本方針」の「投資態度」に安定運用への切り替えに関する規定を追加します。

以下の通り、一定の条件を満たした場合は、わが国の短期金融商品等による安定運用(以下、「安定運用」といいます。)に切り替え、原則として予定されている償還日まで運用を行います。

- ・5営業日連続して1万口当たりの基準価額(過去において支払った収益分配金の金額は含みません。)が500円を下回った場合には、当該5営業日の最終日から1か月程度運用を継続した後に安定運用に切り替えます。
- ・信託財産の純資産総額が1億円を下回った場合には、当該日から5営業日程度運用を継続した後に安定運用に切り替えます。

なお、上記①の約款変更が適用となる場合、以下の約款変更も合わせて行う予定です。以下の変更は書面決議の対象となる約款変更ではありません。

②安定運用への切り替え後に適用する信託報酬率を追加します。

安定運用開始日の翌日から適用する信託報酬率については以下の通りとします。

純資産総額に対して、年率0.088%(税抜0.08%)

2. 約款変更の理由

当ファンドは2022年8月31日に設定し、日々の基準価額の値動きがわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対となることをめざす運用の基本方針の下で運用を行ってまいりました。基準価額(1万口当たり)は設定当初の10,000円から、2026年2月10日現在には1,250円まで下落しております。今後更に基準価額が下落し一定の水準を下回る状況が継続すると運用の精度が相対的に低下し、運用の基本方針に沿った運用を行うことが困難になることが予想されます。

こうした状況をふまえ、基準価額が一定の水準を下回る状況が継続した場合には、わが国の短期金融商品等による安定運用に切り替えることが受益者の皆さまにとって有利であると判断し、今般、投資態度の変更を行うことといたしました。なお、安定運用への切り替えは、これまでの運用を短期間継続した後に行います。

また、当ファンドの純資産総額が1億円を下回る状況が継続する場合も、運用の精度の低下により運用の基本方針に則った運用の継続が困難になることから、速やかに安定運用に切り替えられるよう約款変更を行うものです。

なお、短期金融商品等による安定運用に移行した場合には、期待収益の低下が見込まれるため、信託報酬率の引き下げを行う約款変更も同時に実施いたします。

3. 約款変更までの日程について

- ・受益者および受益権口数の確定日 : 2026年5月26日
- ・書面による議決権行使期限 : 2026年6月22日まで
- ・書面決議の日 : 2026年6月23日
- ・約款変更適用日(予定) : 2026年7月8日

4. 書面決議の手続きについて

当ファンドの約款変更に関する手続きは、2026年5月26日現在の受益者に対して、書面決議にて賛否を問う方法により行います。

本決議は、当ファンドの議案に議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、約款変更の届出を行い、2026年7月8日より適用します。

なお、当ファンドは、議決権の行使期間中および書面決議後も、通常どおり一部解約のお申し込みを受付けることにより公正な価格が一部解約金として受益者に支払われます。そのため、本議案に反対された受益者が、当ファンドの受託会社に対し、受益権の買取請求を行うことはできません。

<ご留意事項>

約款変更の効力の発生後、投資態度に定める条件に該当し安定運用に切り替えを行った場合には、先物取引による運用を行わないことから、運用の基本方針に則ったわが国の株式市場の値動きに対して概ね2倍程度反対をめざした運用にはならず、基準価額の変動は極めて小幅なものになる見込みです。

また、わが国の短期金利水準によっては、安定運用期間中の運用収益が運用管理費用(信託報酬)を下回る水準となり、基準価額が下落する可能性がございます。

以上

2026年5月26日
東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社